

大和市教育委員会訓令第2号

庁中一般、各かい

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会事務決裁規程（昭和43年大和市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

第2条第9号中「係長」の次に「又はセンター長」を加える。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。